藤沢

平成20年９月30日　　第273号
〔発行〕 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部
支部長　三菱電機株式会社　鎌倉製作所
編　集　藤　沢　支　部　広　報　委　員　会
http://members2.jcom.home.ne.jp/aneikyo/

全国労働衛生週間を迎えて

藤沢労働基準監督署
署長　土　屋　芳　治

スローガン
『あなたが主役
明るい職場と健康づくり』

10月１日から、第59回全国労働衛生週間が始まります。

本年度のスローガンは、『あなたが主役　明るい職場と健康づくり』です。これは、「労働者の健康の確保、増進が図られるためには、経営トップや事業場のトップが自らの責務について認識し、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の産業保健スタッフが中核となって、衛生委員会等の場を活用するなど労働者の意見を反映させながら対策を展開していくことが重要である。また、労働者自身も健康管理の活動に参加し、積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要である。」という観点から定められたものです。

衛生管理、健康管理に関わる職場環境、社会環境は、依然として大いに問題ありと言わざるを得ません。とりわけ深刻なのが、過重労働及びメンタルヘルスの問題です。一つの「結果」として、脳・心臓疾患（「過労死」等事案）に係る労災補償状況を見ると、平成19年度の認定件数が全国で392件（神奈川局で31件）と３年連続で増加しており、同じく、精神障害等に係る労災補償状況は、認定件数が268件（神奈川局で25件）と前年比30％増で、勢いは止まりません。

このような現状に対し、各事業場におかれては、法的措置である産業医による面接指導や過重労働対策指針、あるいは平成18年に改定されたメンタルヘルス指針に基づいた活動を推進していただいているところですが、産業医による面接指導は、あくまで長時間労働を「してしまった」労働者に対する後措置なわけであり、脳・心臓疾患を発症させないための、あり得べき「予防措置」としては、長時間労働、過重労働にならない、あるいはストレスの溜まらない職場環境を整えることこそ、より重要であるということになります。政府が提唱している「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和の実現）の考え方は、長時間労働やむなしとなってしまいがちな企業風土、社会風潮に変革を迫るものです。昨年12月に定められた「憲章」と「行動指針」に、是非着目いただきたいと思います。

他に健康管理に関わる問題として、一般健康診断の有所見率の増加傾向があります。今年度スタートの第11次労働災害防止計画の目標の一つに、「有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること」を掲げています。これは、有機溶剤健診やじん肺健診と異なり、業務関連というより、生活習慣に関わる分野ではありますが、事業場として所属労働者の健康確保対策を推進する中で、達成をお願いするものです。

その他、神奈川労働局管内においては今年に入って現在までのところ職業性疾病による死亡災害は発生していないようですが、酸素欠乏症、有機溶剤・特化物による中毒、じん肺や石綿による遅発性の健康障害なども、意識しておかなければならないことです。

労働衛生週間を契機に、会員事業場の各員が労働衛生意識の高揚を図り、それぞれの立場で自主的な管理活動を推進されることを、強く期待いたします。

〔 平成２０年度　神奈川労務安全衛生協会藤沢支部スローガン 〕

支部活動を充実し
安心・安全・健康の職場づくりを推進しよう

第59回 全国労働衛生週間

湘南地区推進大会

9月10日（水）
於：茅ケ崎市民文化会館

10月１日（水）から実施される全国労働衛生週間に先立ち、湘南地区推進大会は９月10日（水）、関係６団体、179社、269名が参加して開催されました。

開会挨拶を『神奈川県社会保険労務士会藤沢支部』大貫支部長、挨拶に『藤沢労働基準監督署』土屋署長、来賓祝辞を開催地の『茅ケ崎市』服部市長からそれぞれ頂き、メインの「全国労働衛生週間実施要領」を『藤沢労働基準監督署第二課』野々部課長から説明を受けました。特別講演終了後、六丸支部長の閉会挨拶で盛会裏に終了しました。

＜藤沢労働基準監督署　土屋署長挨拶＞

『衛生週間の取り組み課題は“衛生・健康・過重労働・メンタルヘルス”です。全国の平成17年～19年では過労死等事案は330人、355人、392人と増加に歯止めが掛かっていません。又、メンタルヘルスなどの精神障害も127人、205人、268人と、これも増加しています。これはあくまで労災認定数字ですが、労災請求はこれの３～４倍となっています。

防止対策は労務管理を含めた業務全般であり、安全問題と違う難しさがあります。

今年から始まった第11次労働災害防止計画では、“有所見率を減少に転じさせること”となっており、神奈川労働局では50％未満と、具体的目標を提示しました。これは今、話題になっている“メタボ”対策にも通じるものです。

その他に石綿対策、化学物質対策…などについて『あなたが主役　明るい職場と健康づくり』を実践していただきたい。』

＜茅ケ崎市　服部市長来賓祝辞＞

『日ごろから市政にご協力頂き、有難うございます。昨今の経済は原材料・石油の高騰で大変厳しい状況が続いていますが、そのような中にあって労働衛生問題に意欲をもって取り組んでいただいていることに敬意を表します。地域の中で皆様が安心して、快適に労働、生活できるよう市政としても精一杯努力していきたいと思います。』

＜特別講演　フイットネスアドバイザー・メンタルヘルスカウンセラー　笹原美智子氏＞

休憩後１時間30分にわたり『心の窓を開けましょうーよりよい人間関係の築きー』と題して“コミュニケーションをスムーズにするには努力と練習が必要です。”“ネガティブな言葉を使っていませんか？”などの身につまされる話や、会場全員が立ち上がり、初対面の隣の席の人と対面して声を出し、コミュニケーションの実践をしたり、ストレッチ、リラクゼーション・トレーニング実践も盛り込んだ、楽しく職場で活用できる講演でした。

（電気化学工業㈱　西）

藤沢支部関係、当面の行事案内

☆内　容　研削といしの取替え等の業務に係る特別教育
日　程　10月３日（金）、４日（土）
会　場　いすゞ自動車㈱　藤沢工場

☆内　容　労務管理セミナー
日　程　10月７日（火）
会　場　藤沢商工会議所

☆内　容　安全管理者選任時研修（第２回）
日　程　10月15日（水）、16日（木）
会　場　藤沢商工会議所

☆内　容　職長教育（第４回）
日　程　11月13日（木）、14日（金）
会　場　藤沢商工会議所

☆内　容　衛生管理に係る実務研修会
日　程　11月28日（金）
会　場　藤沢商工会議所

☆内　容　年末年始無災害運動用品販売
受　付　11月予定

神奈川労務安全衛生大会 －１１月６日（木）　藤沢市民会館　参加費無料－

シリーズ「Q＆A」 ＝ 衛生週間関連 ＝

Q：当社では定期健康診断を毎年実施しておりますが、要精検等の結果が出た労働者の二次検査受診については労働者本人に任せており、会社としては特段管理しておりません。事業場として何かしなければならないのでしょうか？

A：労働者の健康が損なわれれば、労働者の生活に多大な影響を及ぼすことになりますし、また、事業場においても重要な人材を欠くことにより業務全体に支障をきたすおそれがあります。

このような状況を予防するためにも、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠であることから平成８年に厚生労働省から「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が示されており、その中で健康診断実施後の措置として、

① 二次健康診断の受診勧奨等
② 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取
③ 就業上の措置の決定等

の３点の実施が定められております。

①の二次健康診断の受診勧奨につきましては、事業者は二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師等の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するようはたらきかけることが適当であるとされております。

②の健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取につきましては、労働安全衛生法（以下労安法）第66条の４に健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された部分について医師等の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、医師等の意見を適正なものとするために、事業者は必要に応じ労働者にかかる作業環境、労働時間、労働態様、過去の健康診断結果等に関する情報を提供することが適当であるとされております。医師等の意見の内容につきましては、事業者が講ずべき就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置、作業環境管理等とされており、また、これら意見の聴取時期及び方法につきましては、速やかに行うことが望ましく、健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に記載するよう求めることが適当とされております。

③の就業上の措置の決定等につきましては、労安法第66条の５において上記②の医師等の意見に基づいて、労働時間の短縮、作業の転換、就業場所の変更等の就業制限や療養のための休業の措置等を講じなければならないと規定されており、就業上の措置を決定する際には、当該労働者と十分に話し合い、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携に留意し、プライバシーにも配慮しつつ、当該労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得られるよう必要な説明を行うことが適当であるとされています。

その他の留意事項としましては、労安法第66条の６に労働者本人に対して健康診断の結果を通知すること、同法第66条の７に健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して保健指導を行わなければならないことがあります。

なお、精密検査や再検査の二次健康診断は一律には事業者にその実施が義務づけられているものではありませんが、有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等に基づく特殊健康診断と規定されているものについては、事業者にその実施が義務づけられていることに留意してください。

平成20年度　神奈川労働局長賞

受賞おめでとうございます。

藤沢支部の中で下記、事業場が７月７日（月）メルパルク横浜において表彰されました。

地域の中で安全衛生成績がきわめて高い水準に達し、他の模範と認められる事業場または企業に対して表彰されたものです。

＜優良賞＞

【安全確保対策が特に良好で他の模範であると認められる事業場】

○オイレス工業株式会社　藤沢事業場

事業場内に設置する機械設備について「設備安全認定実施基準」を設けて、設備の設置時、変更時に事前評価を実施している。また、当該基準のほか、細かい部分についてリスクアセスメントを行い、リスク低減を図っている。これらにより、事業所内機械設備について、本質安全化が進められた。これらの結果、平成16年３月以降、無災害を継続している。

安・健・快　雑感

健康ウォーキングの推奨

松下電池工業株式会社
須　藤　　覚

私はここ数年間、心地よい汗をかくことがなく、仕事面で冷や汗をかく事が時々あります。皆さんの中にも同じように感じている方がいると思います。そこで私は、社内の健康増進のために実施してる健康ウォーキングに参加することを決めました。

今までは一度も参加したことがなく、今回は暇つぶし程度の気持ちで参加をしてみました。ウォーキングのコースは横須賀駅周辺の約10㎞を歩くコースでした。天候は良く晴れていて最高のウォーキング日和でした。そして、会社の同僚と数名でスタートし最初はいろいろな話をして順調に歩いていました。途中登り坂のある住宅地に差し掛かりました。さすがに、普段歩きなれている方でもスローダウンしてきました。そこで、私と同僚とで歩くスピードの競争になって行きました。負けず嫌いの私は、楽々と競争に勝ち眺めの良い住宅地の頂上付近に到着しました。そこから目に飛び込んで来たのが横須賀港の風景でした。

そこで一休みし汗をふき、きれいな風景を眺めながら、心地よい風が汗を乾かしていくのがわかりました。そこで感じたことは「これこそ心地の良い汗だ」と感じました。その後、住宅地を下り横須賀駅の前までたどり着きました。また、そこからのアメリカ軍の軍艦を初めて目の前で見る事が出来大変感動をしました。

今まで私は、ウォーキングをされている方の気持ちがまったく理解できていませんでしたが、このウォーキングに参加して「ウォーカーさん」達の気持ちがすごく良く理解出来ました。

その後、私は会社内でウォーキングの良さをアピールして回り、参加者を増やす努力をしています。

その結果、参加者は少しずつ増えて「安全に」「健康に」「快適に」社会生活および家庭生活を有意義に過ごすことが出来、体力もアップし、ストレスも軽減しています。皆さんにも是非『ウォーキング』を推奨します。

〔新規入会員紹介〕

●鶴岡労働安全衛生コンサルタント事務所	鎌倉市津1037-30	安全衛生診断・指導
●日総工産株式会社藤沢営業所	藤沢市藤沢484-1 MY藤沢ビル3F	一般労働者派遣事業
●中沢フーズ株式会社	藤沢市遠藤20023-16	食品製造
●有限会社協和環境エンジニアリング藤沢営業所	藤沢市亀井野1-9-7コーポ平川302	水処理施設維持管理
●大栄株式会社合成樹脂本部	藤沢市辻堂神台2-2-28	プラスチック製品の製造販売

〈編　集　後　記〉

今年の夏の一番の話題と言えばやはり北京オリンピックですよね。開催前は食の安全性・テロ・大気汚染などが懸念される中で、大会運営の大きな混乱も無く、終わってみれば、あっと言う間の17日間でした。私が個人的に一番感動した競技と言えば、女子ソフトボールです。2012年のロンドンでは除外が決っている、だからこそ金を取りたいと言う気迫がどこの国の選手にも見受けられる中で、見事優勝を飾った日本チームをテレビで観戦し涙が出ました。そんな感動も覚めやらぬ中、９月早々に福田首相の早すぎる辞意表明。政治・経済・治安がゆれっぱなしの地震列島日本。この先いったいどうなるのでしょうか？

さて10月１日からは全国労働衛生週間です。一般定期健康診断の結果でも何らかの所見を有する労働者の割合が増加している中で、健康確保対策をどの様に推進していくか、メンタルヘルスの問題も含め、衛生管理をされている皆様に置かれましては、頭の痛い事でしょうが、各事業場の安定した組織力をもって、より一層の衛生管理活動の促進を図られますようお願い致します。

（マルイ工業㈱　宮原）